

一般財団法人
岩手理容美容専門学校 学則

平成31年4月1日 施行

岩手理容美容専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は理容師法美容師法及び学校教育法に基づき、理容美容の専門技術ならびに諸学科を教授し、あわせて徳性を涵養し優良な理容師及び美容師の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は「岩手理容美容専門学校」と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を「岩手県花巻市若葉町二丁目14番39号」に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員ならびに休業日

(課程及び学科、収容定員、修業年限、入所時期等)

第4条 本校の課程、学科、修業年限ならびに定員等は次の通りとする。

| 学科名 | 課程別 | 昼夜の別 | 修業年限 | 入所時期 | 入学定員 | | 収容定員 |
|-----|------|------|------|------|------|-----|------|
| 理容科 | 専門課程 | 昼間 | 2年 | 4月 | 18名 | 35名 | 70名 |
| | 高等課程 | | | | 17名 | | |
| 美容科 | 専門課程 | 昼間 | 2年 | 4月 | 37名 | 40名 | 80名 |
| | 高等課程 | | | | 3名 | | |

2 本校の付帯事業として通信課程を置く。通信課程についての必要事項は別に定める。

(学年、学期)

第5条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 専門課程及び高等課程の学期は次の通りとする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次の通りとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 夏季休業 7月20日から8月15日まで

(4) 冬季休業 12月20日から1月15日まで

(5) 春季休業 3月10日から3月31日まで

2 教育上必要であり、かつやむを得ない理由があるときは、校長は前項の規定する休業日のほかに休業日を設け、又は休業日に教育を行なうことがある。

(教科課程及び授業時間数)

- 第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。
- 2 別表1に定める授業時数の1単位時間は、45分とする。
 - 3 授業時数を単位数に換算する場合の計算方法は30時間をもって1単位とする。

(同時授業)

第8条 昼間課程における次の課目について、同時授業を行うことがある。

必修課目

関係法規・制度、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、運営管理

選択課目

外国語、エステティック、カウンセリング、メイクアップ、ネイル、総合技術

(成績評価)

第9条 授業課目の成績評価は、学年末において各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

(選択課目)

第10条 他の養成施設若しくは専修学校における選択課目の履修、大学、短大等における学修のうち、相当と認めるものについては、卒業に必要な選択課目の総授業時間数の4分の1を超えない範囲で、当該課程における選択課目の履修とみなすことができる。

(始業及び終業時刻)

第11条 本校の始業及び終業の時刻の範囲は次の通りとする。ただし必要がある場合は変更することができる。

専門課程 午前9時から午後5時まで

高等課程 午前9時から午後5時まで

第3章 教職員組織

(教職員組織)

第12条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 副校長 2名以内
 - (3) 教員 5名以上
 - (4) 事務職員 若干名
- 2 校長は校務をつかさどり所属職員を監督する。
 - 3 副校長は校長を補佐し、校長に事故のあるときはその職務を代行する。
 - 4 教員は教室その他において、生徒を指導教育する。

第4章 入学、休学、転校、退学、卒業等

(入所資格)

第13条 本校の入学資格は次の通りとする。

- 1 専門課程
 - (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
 - (5) 本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 高等課程

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程に該当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(補助課目)

第14条 前条2項による入学者に対しては、教科課目の学習を補助するため講習を行う。

| 補助課目 | 添削指導 |
|------|------|
| 現代社会 | 6回 |
| 化学 | 6回 |
| 保健 | 6回 |

- 2 授業は対象者の負担過重にならないよう通信授業及び添削指導により行う。
- 3 通信授業においては、公益社団法人日本理容美容教育センターより添削結果が報告され、それに基づき報告課題の認定をする。(各課目60点以上)

(入学手続)

第15条 本校に入学しようとする者は、別に定める入学願書に必要事項を記載して、入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。

- 2 入学を希望する者には、入学試験等を行い校長がこれを許可する。
- 3 入学の許可を受けた者は、すみやかに必要書類に入学金をそえて、提出しなければならぬ。
- 4 前項に定める手続きが所定の期日までに行われぬときは、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学・転入学)

第16条 編入学・転入学について、理容科は理容師養成施設、美容科は美容師養成施設の間のみで欠員がある場合に限り選考の上、編入・転入を認めるものとする。

- 2 編入にあたっては前養成施設の取得単位は認められるものとする。

(休学・復学)

第17条 生徒が疾病、その他やむを得ない理由によって、1ヶ月以上休学する場合は、診断書及びその理由を記し、学校長の許可を受けなければならぬ。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届けて復学することができる。

(出席停止)

第18条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(転校、退学)

第19条 転校又は退学しようとする者は、あらかじめその旨を校長に届けなければならぬ。

(卒業)

第20条 校長は本校所定の課程を修了した者に、学習評価のうえ卒業証書を授与し、専門課程

理容科修了者には理容専門士及び美容科修了者には美容専門士の称号を付与する。

2 卒業認定の基準は次の通りとする。

(1)出席状況

欠席が出席すべき時間数の講義を伴う教科科目においては3分の1実習を伴う教科科目にあつては5分の1を超える者については卒業を認定しない。欠席が出席すべき時間数の講義を伴う教科科目においては3分の1実習を伴う教科科目にあつては5分の1以内であっても十分な補習等を行った上で、卒業を認定する。

(2)学業成績

各学期末試験において各科目60点以上の成績を修めていること。

(原級留置)

第21条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

(在籍期間)

第22条 前条の規定により生徒を原級に留め置き卒業が延期された場合の在籍期間は、入学から3年間を限度とする。ただし、校長の許可を得た休学の期間は在学年数に算入しない。

第5章 学納金

(学納金)

第23条 本校の生徒納付金は次の通りとする。

| 区 分 | 金 額 |
|---------|---------------|
| 入 学 金 | 100,000 円 |
| 施 設 費 | (月額) 8,000 円 |
| 授 業 料 | (月額) 50,000 円 |
| 入学検定料 | 15,000 円 |
| 補助科目受講料 | 15,000 円 |

- 2 生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。
- 4 学納金は合格発表後2週間以内に納入する。また、すでに納入した入学金、施設費、授業料、実習費は、3月31日までに入学辞退を申し出た場合は、入学金を除き授業料等は原則として返還する。但し、推薦入学試験に合格して本校と在学契約を締結した生徒については返還しない。
- 5 授業料その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者は除籍することができる。

第6章 賞罰

(褒賞)

第24条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを褒賞することができる。

(懲戒)

第25条 校長は本校の規則に違反したり、生徒の本分に反する行為があつた場合などにおいて、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学、退学、とする。

- 3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
 - (1) 性行不良で改悛の見込みのない者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みのない者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

付 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
但し、この学則の施行の日の前日において、現に在学する者については、なお従前の例による。
- 2 この学則で定めるもののほか、その施行に関し必要な事項は別に定める。

別表 1

理容科

| (必修課目) | | | |
|---------------|-------|-------|-------|
| 教科課目 | 履修単位数 | 1年生 | 2年生 |
| 関係法規・制度 | 1 単位 | 1 単位 | |
| 衛生管理 | 3 単位 | 2 単位 | 1 単位 |
| 保健 | 3 単位 | 2 単位 | 1 単位 |
| 化粧品化学 | 2 単位 | 1 単位 | 1 単位 |
| 文化論 | 2 単位 | 1 単位 | 1 単位 |
| 理容 技術理論 | 5 単位 | 3 単位 | 2 単位 |
| 運営管理 | 1 単位 | | 1 単位 |
| 理容 実習 | 30 単位 | 13 単位 | 17 単位 |
| 小 計 | 47 単位 | 23 単位 | 24 単位 |
| (選択課目) | | | |
| 外国語 | 1 単位 | 1 単位 | |
| エステティック | 1 単位 | | 1 単位 |
| カウンセリング | 2 単位 | 1 単位 | 1 単位 |
| メイクアップ | 2 単位 | 1 単位 | 1 単位 |
| ネイル | 2 単位 | 1 単位 | 1 単位 |
| 総合技術 | 12 単位 | 6 単位 | 6 単位 |
| 小 計 | 20 単位 | 10 単位 | 10 単位 |
| 履 修 単 位 数 合 計 | 67 単位 | 33 単位 | 34 単位 |

別表 1

美容科

| (必修課目) | | | |
|---------------|-------|-------|-------|
| 教 科 課 目 | 履修単位数 | 1 年 生 | 2 年 生 |
| 関係法規 ・ 制度 | 1 単位 | 1 単位 | |
| 衛生管理 | 3 単位 | 2 単位 | 1 単位 |
| 保健 | 3 単位 | 2 単位 | 1 単位 |
| 化粧品化学 | 2 単位 | 1 単位 | 1 単位 |
| 文化論 | 2 単位 | 1 単位 | 1 単位 |
| 美容 技術理論 | 5 単位 | 3 単位 | 2 単位 |
| 運営管理 | 1 単位 | | 1 単位 |
| 美容 実習 | 30 単位 | 13 単位 | 17 単位 |
| 小 計 | 47 単位 | 23 単位 | 24 単位 |
| (選択課目) | | | |
| 外国語 | 1 単位 | 1 単位 | |
| エステティック | 1 単位 | | 1 単位 |
| カウンセリング | 2 単位 | 1 単位 | 1 単位 |
| メイクアップ | 2 単位 | 1 単位 | 1 単位 |
| ネイル | 2 単位 | 1 単位 | 1 単位 |
| 総合技術 | 12 単位 | 6 単位 | 6 単位 |
| 小 計 | 20 単位 | 10 単位 | 10 単位 |
| 履 修 単 位 数 合 計 | 67 単位 | 33 単位 | 34 単位 |

一般財団法人
岩手理容美容専門学校 学則
(付則 通信課程)

平成31年4月1日 施行

岩手理容美容専門学校学則（付則 通信課程）

（総則）

第1条 本校付帯事業の通信課程については、学則によるほか次によるものとする。

（養成地域）

第2条 通信養成を行う地域

岩手県全域及びその周辺（面接授業を受けることができる「宿泊受講者を含む」範囲の地域）

（学科及び修業年限、入所時期、定員）

第3条 通信課程通常コースと通信課程修得者コースの学科及び修業年限、入所時期、定員は次の通りとする。

| 課程名 | 学科名 | 修業年限 | 入所時期 | 入学定員 | 収容定員 |
|----------------|-----|-------|--------|------|------|
| 通信課程 通常コース | 理容科 | 3年 | 4月、10月 | 20名 | 60名 |
| 通信課程 修得者コース | 理容科 | 1年6ヵ月 | 4月 | | |
| 通信課程 通常コース | 美容科 | 3年 | 4月、10月 | 40名 | 120名 |
| 通信課程 修得者コース | 美容科 | 1年6ヵ月 | 4月 | | |

「通信課程修得者コース」は通信授業によって、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得することを目的とする。なお、通信授業及び添削指導にかかる事務の一部を公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。

（教材による通信指導）

第4条 添削指導のための組織として教育相談窓口を設置し、担当者が質問、相談を受け付ける。

- 2 通信指導及び添削指導に係わる事務のうち、教材の配本及び添削指導を公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。

(教科課目及び面接指導の単位並びに指導単位数)

第5条 通信課程通常コースの教科課目及び面接指導の単位並びに指導単位数は次の通りとする。

| (必修課目) | | | | | |
|---------------|------|--------------|------|------|------|
| 教科課目 | 添削指導 | 面接授業 | 1年生 | 2年生 | 3年生 |
| | | 理・美容所に従事(常勤) | | | |
| 関係法規・制度 | 3回 | 2単位 | 1単位 | 1単位 | |
| 衛生管理 | 4回 | 6単位 | 2単位 | 2単位 | 2単位 |
| 保健 | 3回 | 5単位 | 2単位 | 2単位 | 1単位 |
| 香粧品化学 | 2回 | 6単位 | 2単位 | 2単位 | 2単位 |
| 文化論 | 2回 | 2単位 | 1単位 | 1単位 | |
| 理容 美容 技術理論 | 8回 | 2単位 | 1単位 | 1単位 | |
| 運営管理 | 3回 | 1単位 | 1単位 | | |
| 理容 美容 実習 | 6回 | 35単位 | 10単位 | 12単位 | 13単位 |
| 小計 | | 59単位 | 20単位 | 21単位 | 18単位 |
| (必修課目) 専門教育課目 | | | | | |
| 総合技術 | | 1単位 | 1単位 | | |
| 小計 | | 1単位 | 1単位 | | |
| 合計 | | 60単位 | 21単位 | 21単位 | 18単位 |

- 2 授業時間5時間を1単位とする。
- 3 授業の1単位時間は45分とする。
- 4 第7条(2)による入学者に対しては、教科課目の学習を補助するため、通信授業の必修課目に「現代社会」「化学」「保健」を加える。

通信課程修得者コースの教科課目及び面接指導の単位並びに指導単位数は次の通りとする。

| (必修課目) | | | | |
|---------------|------|--------------|------|------|
| 教科課目 | 添削指導 | 面接授業 | 1年生 | 2年生 |
| | | 理・美容所に従事(常勤) | | |
| 理容 美容 技術理論 | 5回 | 2単位 | 1単位 | 1単位 |
| 理容 美容 実習 | 6回 | 45単位 | 30単位 | 15単位 |
| 小計 | | 47単位 | 31単位 | 16単位 |
| (必修課目) 専門教育課目 | | | | |
| 総合技術 | | 1単位 | 1単位 | |
| 小計 | | 1単位 | 1単位 | |
| 合計 | | 48単位 | 32単位 | 16単位 |

- 5 通信課程修得者コースの授業時間5時間を1単位とする。
- 6 通信課程修得者コースの授業の1単位時間は45分とする。

(同時授業)

第6条 通信課程における次の課目について、同時授業を行うことがある。

(必修課目) 関係法規・制度、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、運営管理

(入学資格)

第7条 通信課程の入学資格は理容科は理容所従事者で、美容科は美容所従事者とし次の通りとする。

- (1) 高等学校卒業以上の者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 中学卒業以上の者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

2 通信課程修得者コースの入学資格は次の通りとする。

理容科

- (1) 美容師養成施設卒業者
- (2) 美容師養成施設在学者
- (3) 美容師資格を持つ入所予定者

美容科

- (1) 理容師養成施設卒業者
- (2) 理容師養成施設在学者
- (3) 理容師資格を持つ入所予定者

(入学手続)

第8条 本校に入学しようとする者は、別に定める入学願書に必要事項を記載して、入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。

- 2 入学を希望する者には、入学試験等を行い校長がこれを許可する。
- 3 入学の許可を受けた者は、すみやかに必要書類に入学金をそえて、提出しなければならない。
- 4 前項に定める手続きが所定の期日までに行われぬときは、入学の許可を取り消すことがある。

(編入)

第9条 他の学校から本校に編入を希望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り選考の上、編入を許可することがある。

(転入)

第10条 昼間課程から生徒が転入しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(転校、退学)

第11条 転校又は退学しようとする者は、あらかじめその旨を校長に届けなければならない。

(卒業)

第12条 校長は本校所定の課程を修了した者に卒業証書を授与する。

2 卒業認定の基準は次の通りとする。

- (1) 通信授業においては、公益社団法人日本理容美容教育センターより添削結果が報告され、それに基づき報告課題の単位認定をする。(各課目60点以上)
- (2) 面接授業においては、教科課目の欠席が出席すべき履修単位数の5分の1を超える者については卒業を認定しない。欠席が出席すべき履修単位数の5分の1以内

であっても十分な補習等を行った上で卒業を認定する。

(懲戒)

第 13 条 次の各号に該当するものには、退学を命ずることがある。通信科生として課せられた義務を怠った場合は、成業の見込みがなく、理美容師となることが不適格と認め退学処分にすることがある。

- (1) レポートの提出状況が悪い場合。
- (2) その他学業を継続する意思がないと認められた場合。
- (3) 本校の生徒としての本分に反したものの。

(原級措置)

第 14 条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

(在籍期間)

第 15 条 前条の規定により生徒を原級に留め置き卒業が延期された場合の在籍期間は、入学から 6 年間を限度とする。

(学納金)

第 16 条 本校の通信課程通常コースの生徒納付金は次の通りとする。

| 区 分 | 金 額 |
|---------|----------------|
| 入 学 金 | 50,000 円 |
| 施 設 費 | (年額) 20,000 円 |
| 授 業 料 | (年額) 178,000 円 |
| 入学検定料 | 15,000 円 |
| 補助課目受講料 | 15,000 円 |

2 本校の通信課程修得者コースの生徒納付金は次の通りとする。(税抜き)

| 区 分 | 金 額 |
|-------|----------------|
| 入 学 金 | 50,000 円 |
| 施 設 費 | (年額) 20,000 円 |
| 授 業 料 | (年額) 192,000 円 |
| 入学検定料 | 15,000 円 |

- 3 生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 学納金は合格発表後 2 週間以内に納入する。また、すでに納入した入学金、施設費、授業料は、入学予定前月末までに入学辞退を申し出た場合、入学金を除き授業料・施設費を原則として返還する。
- 5 授業料その他の納付金を 2 ヶ月以上滞納した者は除籍することができる。

(補 則)

1 この付則は平成31年4月1日から施行する。

但し、この学則の施行の日の前日において、現に在学する者については、なお従前の例による。

学納金は平成31年度入学生から適用する。

2 この学則(付則)で定めるほか、その施行に関し必要な事項は別に定める。